

百舌鳥小学校 いじめ防止基本方針

本校では、生徒指導・人権支援委員会において、「いじめ」や人権に関わる課題について取り組みを重ねてきました。その中で、平成24年に策定された「いじめのない百舌鳥小プラン」を発展させ、「百舌鳥小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

◎いじめ問題に取り組むための共通理解

- ① 「いじめ」問題は、クラス担任が個々に対応していくという状態をはるかに超えて深刻である。学校として、どのように対応していくかが問われる。
- ② いじめ問題は、どのような学級、学校でも起こりえるという認識が必要である。あらゆる問題行動の中に、いじめや重大事象の予兆があるととらえ、関連づけてとらえていく。
- ③ 「いじめ」問題への対応は、
ア、いじめられる子どもにも問題がある。
イ、昔もいじめがあった。だから自分たちで解決しなければいけない。
という2つの考えを完全に否定するところから始めなくてはならない。
この2つの考えが、いじめられている子どもを追いやる重要な一因になっている。
- ④ 必要に応じて外部機関や専門家を学校における相談体制の一員として位置づけ、迅速に必要な情報の共有を行い、援助を求める。
- ⑤ 教職員自身がいじめの兆候を見逃さず、子どもの変化を察知する力を高める。
またいじめを知っていて傍観している大多数の子どもの心に届くように訴えるよう努める。

いじめ問題に向かう指針の確立

本校では、「いじめ」問題に向かう時の指導の原則と理念を次のように考えました。
また、いじめ問題は、生徒指導委員会と人権支援委員会が連動し、全職員で対応します。

◎ 「いじめ」防止について

生徒指導・人権支援委員会

1, 目的

- (1) 「いじめ」を許さない、起こさせないという強い共通認識をもって、「いじめ」を防止する体制を、また早期発見する体制を学校の中に確立する。
- (2) 子どもたち一人ひとりが、集団の中で存在感・達成感・満足感を味わい、充実した生活を送り、共に生き、共に育っていくことの大切さの自覚が持てるような体制を学校の中に確立する。

2, 「目的」を支えていく私たちの立場

- (1) 「いじめ」はどのクラスでも起こり、すべての児童が関係するという認識に立って、学校教育計画の中に「いじめ」を防止していくシステムを確立していく。
- (2) 「いじめ」があるのではないかと問題意識をもって、子どもたちの実態を調査し、ただちに適切な対応がとれる体制を確立する。
- (3) 「いじめ」に対応していく場合、次のことを意識していく。
 - ① 「いじめ」をいち早く発見し、「いじめ」を防ぐのは、教師の大切な役割である。
 - ② いじめられている子どもに対して、「あの子にも問題がある」という言葉で「いじめ」を容認しない。
(教師は常に弱者の立場で「いじめ」を考えていく)
 - ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所でいじめが発生している場合があるかもしれないと考える。
 - ④ 「いじめ」はそれを発見してから先が大変であることを自覚する。
(指導の1, 2回では決してなくならないし、安易な対応をするといじめはひどくなるという自覚を持つ)

いじめ防止・早期発見のための手立ての確立

(1) 堺市「改訂いじめ対応チェックシート」を常備し、教師のアンテナを高くする。

POINT: ① 該当する項目があれば、子どもに声をかける。

② 複数該当する項目があれば、学年主任や管理職に相談する。

(2) 生活目標で対処していく（児童会や人権委員会などと連携。）

① いじめを未然に予防する意識を高めあう生活目標を考える。

(令和2年度) **年間生活目標** 「あいさつの響きわたる学校」

前期 「学校全体をすみずみまできれいにしよう」

後期 「ろうか階段走らずに右側通行」

② 集団遊びや縦割り学年交流

・生活目標とタイアップして取り組む

・仲間に入れない子をグループに入れていく契機とする。

・グループ遊びや集団遊びの時間の確保

(3) 子ども一人一人が、居場所や出番を実感できる学級経営～自己有用感を実感できる～

① **一人一人に応じたわかりやすい授業を行う。**(児童の実態からスタートする。)

② **深く児童を理解することに努め、人権教育・道徳教育・特別支援教育・生活指導の充実を図る。**

③ 児童が**居場所や出番を実感**し、生き生きと楽しく、学校生活が送れるようにする。

④ 学年打ち合わせの中で、「仲間に入れない子ども」やいじめ等の問題について、

必ず話し合い、記録する。組織でサポート⇒生徒指導・人権支援委員会での報告

⑤ **特別支援教育担当と連携**し、児童の特性に応じた関わりを学び、児童がストレスを適切に対処できる力を育成する。(ストレスの生まれにくい学校、ストレスに負けない自信、他者への尊重・感謝など)

(4) 人権教育や生徒指導の研修をもち、予防や対処について学ぶ。

※夏季研修を軸とする。生徒指導委員会・人権支援委員会それぞれの研修枠を毎年確保。

※児童を深く理解するための研修〈障がい(発達障がいを含む)〉を実施する。

(5) 各学年、年に1回授業参観で人権教育・道徳教育を実施する。

保護者への啓発も兼ねて実施する。参観前後に、学年通信で発信する。

(6) 本校で実施している全職員年間1回の公開授業

生徒指導の観点からも参観し、状況や情報の共有を行う。

(7) 「学校生活アンケート」(いじめ予防アンケート)

学期に1度(年間3回)を行い、結果に対して個別対応を行う。

(8) いじめの相談窓口を児童・保護者に周知徹底する。

児童会や各学級において、児童自らがいじめについて考え、行動する取り組みを行う。

「いじめ」の報告について

「いじめ」が発生した場合、それをどのように報告・連絡・相談していくかということで次のような体制をとる。

- (1) 担任が「いじめ」の実態を確認したら、学年で話し合っ、生徒指導主事・人権主担・管理職まで報告をする。(報告・連絡・相談) 職員会議で共有する。
- (2) 担任は、文書に実態を記録し、被害児童・加害児童への情報収集を実施する。
いじめの全体像の把握に努める。
⇒調査結果を学校長に報告する。
- (3) 重大事態の場合、※特別対策委員会をもって組織として対応する。

重大事態とは

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑い」(年間30日を目安)

※児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、
重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

● 学校教育部生徒指導グループへの報告・連絡・相談

● 北堺警察署やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との連携

(SSW)

(SC)

※特別対策委員会構成メンバー

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・人権主担・養護教諭・当該教職員・関係教職員・(SSW等の外部人材)

- (4) 学校内で「いじめ」や「いじめと思われる事象」を発見した場合、その児童の学年や担任にすみやかに報告する。

■ 遊びや悪ふざけのように見えるものの、気になる行為は、5W1H(いつ・どこで・だれが・だれと・何を・どのように)をメモし、職員間で共有する。必要に応じて、関係職員を招集し、深刻化を防ぐ。

- (5) しばしば保健室に訪れる児童についても、担任や関係者に連絡をする。

「いじめ」に対する措置

- ① 教職員や保護者は、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報および適切な処置をすみやかに行い、いじめの事実の有無を確認し、報告する。
- ② 加害児童には「人をいじめることは人間として、絶対に許されない」という毅然とした態度で指導に当たる。本人の人格を否定しないよう配慮しつつ、言い分を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせるようにし、被害児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行う。
- ③ 被害児童には「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもってもらうことを第一とし、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、ていねいにいじめの事実関係を聞き取る。
- ④ 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやしたてる行為は、被害者に対し加害者の行為と同じか、場合によってはそれ以上に辛く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導する。
- ⑤ いじめの事実関係について、被害児童・加害児童双方の言い分に違いがあれば、再度十分な聞き取りを行う。いじめが判明した場合、事実関係を、被害児童の保護者及び加害児童の保護者にその日のうちに報告する。
- ⑥ 被害児童・保護者に対しては事実経過を報告すると同時に、学校として今後の解決に向けた取り組みの具体策を伝える。
- ⑦ 加害児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「何がいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」を被害者児童に対して伝える場を持つ。また、必要に応じて保護者同席のもと学校で謝罪の場を設け、学校と保護者の共通理解のもとで再発防止に努める。
- ⑧ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解決している」状態とは、
 - 1、被害者に児童に対して、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止まっていること（重大性等においては相当の期間が経過した段階で判断する）
 - 2、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること
- ⑨ いじめの状況が一定の限度を超えると判断したとき（暴力や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめ等）やいじめを繰り返すときには、次のような措置を行う。

★保護者の了解のもと、一定期間校内で他の児童と異なる場所で別室指導（個別の指導）を行う。
★教育委員会（生徒指導グループ）との相談のもと、※出席停止を含む措置を検討したり、北堺警察署に通報・援助を求めます。 ※適用の主体は市町村教育委員会。懲戒ではなく秩序措置。
- ⑩ 担任は被害児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場を持ち、被害児童を見守り支え続ける。
- ⑪ 加害児童に対しては、いじめの背景を理解するように努め、目標をもって充実した学校生活を送れるように保護者と連携して支援していく。

重大事態の組織的対応について

(1) 特別対策委員会を速やかに招集し、組織として以下の指導支援体制を組む。

- (A) いじめられた児童・いじめた児童への対応
- (B) 保護者への対応
- (C) 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無

(2) 子どもへの指導・支援

<いじめられた児童に対応する教員>

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人やつながりの深い教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制を作る。
- ・いじめられている児童生徒の自尊感情を高めるように留意する。

<いじめた児童に対応する教員>

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室で個別指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を行う。
- ・指導を継続しても効果がない場合は、北堺警察署と連携して対応する。
- ・いじめる児童が抱える背景にも注目し、不満やストレスを的確に発散できる力をはぐくむ。

<学級担任等>

- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対して、それらの行為もいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 保護者との連携

- ・家庭訪問(加害・被害とも、学級担任とサポート教師で複数対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめが判明した場合、事実確認をした後、家庭訪問等で被害・加害児童の保護者に伝える。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を、適切に共有する。

学級(担任)への組織支援体制の在り方について

授業妨害や授業エスケープがおさまらない等、問題行動が学級担任や学年集団だけでは対応しきれない事案が発生した場合、速やかにケース会議を招集し、具体的な支援の手立てを講じる。

●具体的な支援体制をつくるための共通理解

(1) 全教職員で一致団結して問題に立ち向かう姿勢を持つ。

いつ、どの学級や学年が大変になるかわからない。みんなで子どもをみるという視点を持つ。

(2) 管理職(主幹)を含めた全教職員の動静を確認し、応援態勢(空き時間の巡回やT2としての入り込み、別室指導の担当等)のスケジュールをつくる。

(3) 突発的に学級担任だけでは対応できない事態が起こった場合(子どもが暴れる等)、躊躇せず近隣のクラスの先生に応援を求め、職員室インターホンで連絡する。

(4) 指導の及ばない問題行動や授業妨害、授業エスケープには、授業者は職員室へインターホン連絡する。インターホンを受けた教職員は、大きな声で復唱し、瞬間にその場にいる教職員が事態を理解し、駆けつけ、対応できるようにする。

(5) 相談室(生徒指導室)を設け、いじめや問題行動の別室指導時の対応場所とする。

(6) 特に配慮が必要な児童等について

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自覚に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

本校以外の教育相談の窓口

相談内容	電話番号	受付時間		
子どもの学校生活や家庭教育についての相談	電話教育相談 (こころホーン)	072-270-5561 (つながれこころひとつ)	24時間いつでも受付 けています。	教育センター
	面接教育相談 (ソフィア・堺 5階)	072-270-8121 (予約制)	火曜から土曜日 午前9時から 午後5時30分	教育センター
	面接教育相談 (人権ふれあいセンター 4階)	072-245-2527 (予約制)	月曜から土曜日 午前9時から 午後5時30分	教育センター
	学校教育部 生徒指導課	072-228-7436	月曜から金曜日 午前9時から 午後5時30分	生徒指導課
障がいのある幼児・児童・生徒についての 就学・進学などに関する相談	072-228-7436	月曜から金曜日 午前9時から 午後5時30分	教務課	

いじめを含む問題行動への対応指針

	問題行動	組織としての対応
レベル1	反抗的態度 無断欠席・遅刻 服装頭髪指導 ルール違反等	担任・学年集団で対応 (生徒指導主事)
レベル2	度重なる暴言・器物損壊 授業妨害 授業エスケープ	保護者を交え、管理職と学年 集団からの指導※改善されない 場合の組織としての <u>支援態勢の検 討と確立</u> → <u>ケース会議の開催</u> (担任が一人で抱え込まない)
レベル3	暴力 喫煙 無免許運転など	関係機関との連携(警察・ソー シャルスクールワーカー等)で 支援を受けての校内指導
レベル4	傷害行為 窃盗 危険物(薬物)の保持	別室指導・出席停止の措置を 検討 関係機関との連携
レベル5	重なる傷害行為 凶器保持(ナイフ等) 放火	警察に通報 児童福祉施設等と連携

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめでは、立場が弱いものだけがターゲットになるとは限らない。ネットを通して誹謗中傷が多数の目にさらされる。匿名や偽名で書きこまれるため誰が書き込んだか特定できないケースがほとんどで、ネットいじめは、時間と場所を選ばずいつでも行われる可能性があるため、学校の内外で24時間起こりうる。

ネットいじめは、名誉棄損・侮辱行為・犯罪行為で起訴される(起訴できる)可能性がある。警察が犯罪行為と判断すれば、ウェブサイトの利用記録を照会することもでき、そこから個人が追跡される。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため直ちに削除する措置をとる。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教育委員会と相談しながら対応する。

プロバイダ(インターネットへの接続サービスを提供する業者)に削除依頼の措置(メールを送る等)を行い、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺北警察署に通報し、適切な援助を求める。

近年、携帯電話でのインスタントメッセージソフト(LINE等)やメールでのトラブルやいじめが増えている。より教師や大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、今後も学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらの状況についての理解と協力を求めるべく、学校から情報を発信していくことが必要である。大阪府警サイバー犯罪対策室の保護者対象の講演を計画することも検討する。

ネット上のいじめの種類

- メールでのいじめ
 - ブログでのいじめ
 - チェーンメールでのいじめ
 - 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
 - SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)から生じたいじめ
- ※コミュニティ型の会員制のウェブサイト

未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

懇談会等の保護者会で伝えたいこと(年度初めに書面として配布)

<未然防止の観点から>

- パソコンや携帯電話を使用する際は、フィルタリングだけでなく、家庭でのルール作り、また携帯電話の必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口」であるという認識や、個人情報の流出といったスマートフォン特有のトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他のいじめ以上に深刻な影響を与えることを認識する

＜早期発見の観点から＞

■家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校や相談窓口連絡をする。

情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

＜インターネットの特殊性＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名で書き込みをしても、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルが起こり、事件に至ることもあること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 書き込みが悪質な場合は、警察に検挙されること。

書き込みや画像の削除

- (1) 掲示板の管理者に削除依頼。
- (2) 上記で削除されない場合、掲示板のプロバイダに削除依頼。
- (3) それでも削除されない場合は、警察・地方法務局に相談。

チェーンメールの削除方法

■チェーンメールで困っている場合は、財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターが携帯電話の転送先のメールアドレスを用意してくれます。転送しないと不安な場合は、下記のアドレスに転送すれば、責任を持って削除してくれます。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

ネット上のトラブルの相談窓口について

電話による相談受付

こころホーン Tel 270-5561 (つながれ こころひとつ) 24時間対応(面接も可)

「ネットいじめ」被害専用相談サイト

コンピュータ用 : <http://www3.sakai.ed./gakkokyoikubu/soudan/>

携帯電話用 : <http://www3.sakai.ed./gakkokyoikubu/soudan/mobile.html>

学校基本方針に基づく年間計画

人権教育・道徳教育・特別支援教育・生徒指導の充実

～居場所と出番がある学校・児童が自己有用感を実感できる学校～

時期	内容
1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期生活目標による人権教育指導(4月)。 ・生活目標にタイアップさせた集団遊び ・いじめ予防アンケートの実施(6月)→結果に対する迅速な対応。 ・いじめ予防アンケートの考察と職員会議での情報共有。 ・生徒指導委員会・人権支援委員会の夏期研修。
2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期生活目標による人権教育指導(9月)。 ・友だちや自分の良いところ見つけ(全校実施:学級単位)。 ・生活目標にタイアップさせた集団遊びと異学年交流(ペア学級)。 ・いじめ予防アンケートの実施(11月)→結果に対する迅速な対応。 ・学校教育アンケート<児童・保護者>の実施(11月)。 ・いじめ防止対策に係る学校教育アンケートの結果の考察 (各学級学年・各委員会)→学校評価。 ・いじめ予防アンケートの考察と職員会議での情報共有。
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期生活目標による人権教育指導(1月)。 ・生活目標にタイアップさせた集団遊びと異学年交流(ペア学級)。 ・いじめ予防アンケートの実施(1月末)→結果に対する迅速な対応。 ・いじめ予防アンケートの考察と職員会議での情報共有。 ・年度末反省を実施し、取り組みの点検および改善。 次年度の取り組みを再検討。